

2018 日本史B (久下) 授業プリント古代8 奈良時代の政治と経済 (前)

3年 組 番

※は天皇、< >は政権担当者

[月 日]

1 **元正** 715～24 文武の姉・元明の娘 720. 藤原不比等(右大臣)没

< 2 **長屋王** > 天武の孫(高市皇子の子) 皇親勢力の代表 →724. 左大臣

722. 3 **百万町歩開墾計画**…開墾を強制(農民1人10日) →失敗

4 723. 5 **三世一身の法** …自主開墾の奨励 一時的な土地私有を認める(公地制原則は維持)

6 新しい溝池(灌漑施設)なら三世、旧溝池なら一身 →効果不十分

7 **聖武** 724～49 父は文武、母と妃は不比等の娘 →藤原氏の台頭

729. 8 **長屋王の変**…長屋王一族滅亡(藤原氏の策謀)

< 9 **藤原四子** > 藤原不比等の子 のち 藤原四家として発展

長男: 10 **武智麻呂** (→11 **南** 家) 次男: 12 **房前** (→13 **北** 家)
三男: 14 **宇合** (→15 **式** 家) 四男: 16 **麻呂** (→17 **京** 家)

729. 18 **藤原光明子** (不比等の娘) を 19 **皇后** に…20 皇族以外では初

737. 疫病の流行→四子全滅

< 21 **橘諸兄** > 皇族出身(旧名 葛城王) 光明皇后の異父兄 →743. 左大臣

人材登用…22 **吉備真備** (地方豪族) ・ 23 **玄昉** (法相宗の僧) ←唐より帰国

740. 24 **藤原広嗣** の乱…真備・玄昉の追放を要求して九州で挙兵 →すぐ鎮圧

25 **式家** 出身(宇合の子) 大宰少貳に左遷されていた

a 転々とする都: 平城京→740. 26 **恭仁京** (27 **山背国**) →744. 28 **難波宮(京)** (摂津国)

→745. 29 **紫香楽宮** (30 **近江国**) →745. 平城京

b 仏教政治…31 **鎮護国家** の思想

32 741. 33 **国分寺建立の詔** …34 **恭仁京** で (38 **国分尼寺**)

各国ごとに 35 **金光明四天王護国之寺** (36 **国分寺**) と 37 **法華滅罪之寺**

※総国分寺は 39 **東大寺**、総国分尼寺は 40 **法華寺**

41 743. 42 **大仏造立の詔** …当時、聖武は 43 **紫香楽宮** に行幸中

大仏= 44 **盧舎那仏** 渡来人の技術 45 **行基** の協力 ※紫香楽での建造は中止→奈良

c 公地公民制の修正

46 **743** 47 **墾田永年私財法** …土地の 48 **無期限私有** を公認(公地制原則放棄)

身分による墾田私有面積の制限あり

寺院は無制限→749. 寺院の墾田制限を規定 …貴族に比べてはるかに広大

奈良時代の農民社会

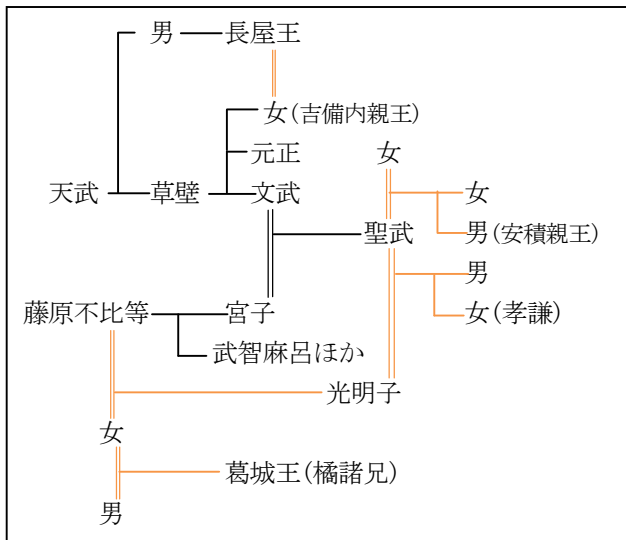
住居 従来の竪穴式が主 <例>₄₀ 平出遺跡[長野]…大規模な集落跡 カマド跡

→₅₀ 平地住居も畿内からしだいに普及

家族制度…父系(男系)原理と母系(女系)原理が併存 ※基本的には貴族も同じ

- ・ 居住形態: ₅₁ 妻問婚(夫婦別居で、男が通う) → 夫方同居または妻方同居 → 独立
- ・ 女性は ₅₂ 結婚後も氏姓を変えない …父系
- ・ ₅₃ 子どもの養育には母(とその父母)の発言力が強い …母系的

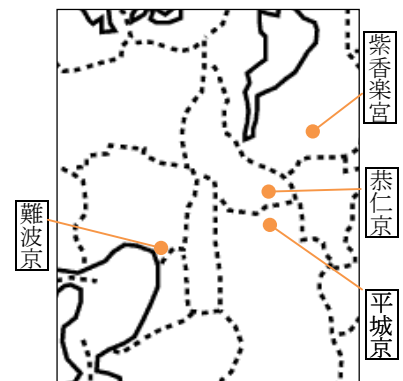
関係系図



正誤問題練習 <大学入試センター1992年本試験[改]、1997年日本試験より>

作業 宮都の変遷②

図表を見て、宮都の位置を示しなさい。



- (1) 「今より以後は、任に私財と為し、三世一身を論ずること無く、咸悉く永年取ること莫かれ」という法令は、開墾地の私有が永年にわたることを **否定した三世一身の法である。**
- (2) 藤原不比等没後に政界を主導した **橘諸兄** を自殺に追い込んだ事件は、不比等の4子による策謀であった。